

令和5年9月

「つり上げ荷重5 t未満のクレーン（移動式クレーンを除く） の運転業務特別教育」のご案内

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

つり上げ荷重5 t未満のクレーンの運転業務に従事する労働者に対する特別教育を、下記により実施します。

記

- 1 日時 (学科) 令和5年11月10日(金) 8:30~18:30 (受付 8:10~8:25)
(実技) 令和5年11月11日(土) 8:00~12:00 又は 13:00~17:00
- 2 場所 (学科) 鳥取県労働基準協会会館 (鳥取市若葉台南1丁目17番地)
(実技) 大鳥機工(株) (鳥取市南栄町19)

3 日程

	科目	時間
学科	クレーンに関する知識	8:30~11:40 (3時間)
	原動機及び電気に関する知識	11:40~15:20 (3時間)
	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	15:20~17:30 (2時間)
	関係法令	17:30~18:30 (1時間)
実技	クレーンの運転、合図の方法	8:00~12:00 (4時間) 又は 13:00~17:00 (4時間) のどちらかを受講

【学科9時間 実技4時間】

- 4 受講料 鳥取県労働基準協会会員 18,000円(税込) (1人あたり) (テキスト代含)
(消費税10% 内税1,636円)
非会員 20,000円(税込) (1人あたり) (テキスト代含)
(消費税10% 内税1,818円)
- 5 申込方法 裏面の受講申込書に必要事項を記載し、FAX又は持参、郵送でお申し込みください。
受講料は、振込又は持参にてお支払いください。(振込手数料はご負担ください)
なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。
申込先 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部 (鳥取市若葉台南1丁目17番地)
FAX 0857-52-5061 登録番号 T5270005000526

口座	鳥取銀行	鳥取支店	普通	0051204
	名義人	(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部		

- 6 受講申込・受講料支払期限 令和5年11月1日(水) なお、定員50人とします。
- 7 その他 (1) 実技は午前、午後の2班に分けて実施します。班分け、服装などについては学科当日に説明します。
(2) 鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。
受講者には各人に修了証を交付します。
(3) 受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。
(4) 本特別教育は、建設業においては、「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」に該当する教育です。詳細は、鳥取労働局職業安定課 (TEL0857-29-1707) にお問い合わせください。
(5) 新型コロナウイルス等感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。
(6) 会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。

お問合せ先 鳥取県労働基準協会東部支部 TEL 0857-52-5060 担当 平井

FAX 0857-52-5061

5t未満クレーン運転業務特別教育 受講申込書

令和5年11月10日(金)～11日(土)開催

フリガナ 氏名	生年月日

鳥取県労働基準協会（ 会員事業所 ・ 非会員 ） どちらかに○をしてください。

受講者数（ 人 ） 受講料合計（ 円）

上記のとおり申し込みます。受講料は 月 日に（ 振込 ・ 現金払い ）します。

（申込期限は令和5年11月1日です。）

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通 0051204
名義人 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部

令和5年 月 日

郵便番号

所在地

事業所名

業種

電話番号

（ご担当 殿）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

駐車場のご案内

鳥取県労働基準協会会館の駐車場「P」が満車の場合は、「P1」「P2」の駐車場をご利用ください。

